平成２３年（フ）第６６号
佐賀県鹿島市大字高津原5051番地　ユメックスマンションアベニュー鹿島201号室
債務者　白仁田有貴
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第６９号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄4584番地５
債務者　松尾　博文
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第７４号
佐賀県鹿島市大字納富分甲167番地１　市営末光住宅709号
債務者　中島　英昭
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第７７号
佐賀県鹿島市大字高津原3801番地２
債務者　内藤　禎之
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第７８号
佐賀県西松浦郡有田町立部乙24番地１
債務者　高島あゆみ
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第８０号
佐賀県武雄市武雄町大字昭和866番地　県営富岡団地115号
債務者　竹原　雅文
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第８４号
佐賀県伊万里市大坪町甲2876番地５
債務者　東島美起男
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第３３号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ４街区５棟405号、申立時住所福島県西白河郡西郷村字豊作西13番地
債務者　板野　正巳
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ４街区５棟405号、申立時住所福島県西白河郡西郷村字豊作西13番地
債務者　板野　幸子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
群馬県みどり市笠懸町阿左美3135番地１
債務者　岩﨑みよ子（旧姓廣町）
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第３６号
岐阜県加茂郡白川町広野1147番地
債務者　伊藤　達也
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１２３４号
愛知県東海市東海町３丁目７番３号
債務者　行平ルミ子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５０号
三重県津市久居野村町372番地224　アップルハイツ210号
債務者　原　健一郎
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６７号
三重県津市白塚町31番地118、前住所三重県津市河芸町影重2915番地５
債務者　西井　和美
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５６号
滋賀県東近江市妙法寺町629番地３
債務者　向井　　章
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第３０１号
神戸市須磨区妙法寺字円満林２番地の16　サンハイツ妙法寺202号室
債務者　鹿本　　徹
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０８号
神戸市兵庫区下沢通１丁目１番17―508号
債務者　山中　二郎
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部